

XBRL Instance Guideline for IFRS XBRL

**報告書インスタンス
作成ガイドライン(案)
(IFRS 適用提出者用)**

IFRS タクソノミ 2016 対応

平成 28 年 10 月
金融庁 総務企画局 企業開示課

はじめに

『報告書インスタンス作成ガイドライン(IFRS 適用提出者用)』(以下「本書」という。)は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)に国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards、以下「IFRS」という。)に準拠した財務諸表を、IFRS タクソノミを用いて、インラインXBRL(eXtensible Business Reporting Language)形式により提出する際に必要となる報告書インスタンスを作成するためのガイドライン(指針)となります。報告書インスタンスは、原則として、本書に従って作成してください。財務諸表等を包括タグでタグ付けする場合、また、本書に記載のない事柄は『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

➔ 前提となる文書

報告書インスタンスは、EDINET で正しく受理、審査又は閲覧されるために、XBRLの仕様や指針に従って作成します。また、報告書インスタンスが前提とするタクソノミは提出者別タクソノミであり、同タクソノミは金融庁が定めるガイドラインに従って作成します。本書が前提とするXBRLの仕様や指針は、次の図表のとおりです。ただし、本書の内容とXBRL仕様及び指針との間に不整合がある場合は、本書を優先してください。



No	文書名
1	報告書インスタンス作成ガイドライン
2	提出者別タクソノミ作成ガイドライン(IFRS 適用提出者用)
3	XBRL2.1 Specification
4	FRIS(Financial Reporting Instance Standards)1.0
5	XBRL Dimensions 1.0
6	Inline XBRL 1.0
7	GFM(Global Filing Manual) Version: 2011-04-19
8	XHTML 1.1
9	CSS 2.1

➔ 本書の適用範囲

本書は、IFRS タクソノミを拡張して作成した提出者別タクソノミを利用して報告書インスタンスを作成する際に適用されます。

➔ 本書の表記について

本書に記載されている記号は、次の図表のような意味があります。

表示	意味
 注意	設定時に注意が必要な事柄を記載しています。
 参照	参照先ページがある場合に記載しています。

➔ 本書内で参照しているドキュメントについて

本書内で参照しているドキュメントは、次の図表のとおりです。

No.	文書名
1	報告書インスタンス作成ガイドライン
2	提出者別タクソノミ作成ガイドライン(IFRS 適用提出者用)
3	提出書類ファイル仕様書

- ◆Microsoft、Excel、Windows、Windows Vista は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
- ◆その他、記載されている会社名及び製品名は、各社の登録商標又は商標です。
- ◆本文中では、TM や®は省略しています。
- ◆本文及び添付のデータファイルで題材として使用している個人名、団体名、商品名、ロゴ、連絡先、メールアドレス、場所、出来事等は、全て架空のもので、実在するものとは一切関係ありません。
- ◆本書に掲載されている内容は、平成 28 年 10 月現在のもので、予告なく変更される可能性があります。
- ◆本書で公開している情報の利用については、利用規約 (<https://submit.edinet-fsa.go.jp/EKW00Z0030.html>) を遵守してください。
- ◆本書に記載の会社名及び製品名について、金融庁はそれらの会社、製品等を推奨するものではありません。

Contents

1. 報告書インスタンスの概要	1
1-1 報告書インスタンスとは	2
1-1-1 IFRS タクソノミの要素を用いたタグ付け	3
2. 報告書インスタンスの作成プロセス	5
2-1 報告書インスタンス作成全体の流れ	6
3. 報告書インスタンス作成前の準備	7
3-1 報告書インスタンス作成前の準備	8
4. 報告書インスタンスのファイル仕様	9
4-1 報告書インスタンスのファイル構成	10
4-2 報告書インスタンスのファイル名	11
4-2-1 本文ファイル	11
4-2-2 XBRL インスタンスファイル	12
5. 報告書インスタンスの作成	13
5-1 名前空間プレフィックスと名前空間 URI	14
5-2 タクソノミの参照	14
5-3 コンテキストの定義	15
5-4 ユニットの定義	15
5-5 インライン XBRL ファイルの作成	15
5-5-1 数値の入力符号及び符号反転ラベル (negated ラベル) が設定された項目によるタグ付けの注意点	15
5-6 注記番号(フットノートリンク)の設定	18
6. マニフェストファイルの作成	19
6-1 マニフェストファイルの作成	20
7. 報告書インスタンスを作成する際の注意事項	21
7-1 セグメント表の各項目とメンバーとの対応関係	22


7-1-1 セグメント収益	23
7-1-2 セグメント利益	24
7-1-3 セグメント資産	25

1

報告書インスタンスの 概要

● ●
本章では、報告書インスタンスの概要について説明します。

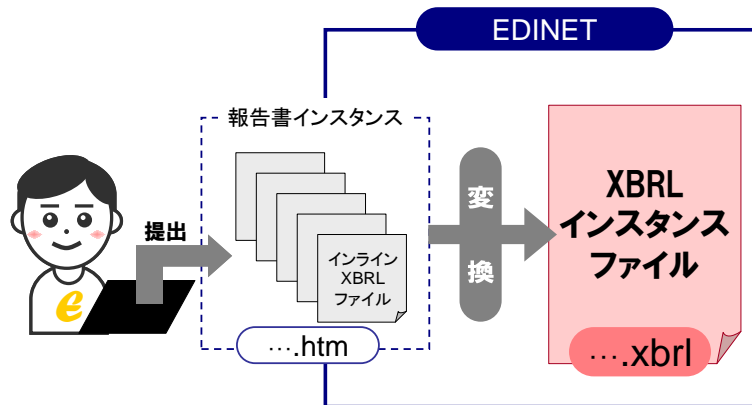
1-1 報告書インスタンスとは

EDINET に有価証券報告書等を提出する者（以下「開示書類等提出者」という。）が有価証券報告書等に含まれる財務諸表等に IFRS タクソノミを利用してタグ付けをする場合、提出者別タクソノミを作成し、提出者別タクソノミから報告書インスタンスを作成します。報告書インスタンスは、報告書内容（これから報告しようとする報告内容そのもの）が記載されたファイルです。項目の値、単位等を設定します。さらに、提出書類の各種ファイルの格納場所、提出書類名等の情報を定義したマニフェストファイルを作成します。  **参照** 「6章 マニフェストファイルの作成」

なお、報告書インスタンスは、インライン XBRL データ以外に、HTML ファイル、画像ファイル等を併せて提出する場合があります。

EDINET に、作成した提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイルを提出すると、インライン XBRL ファイルを基に、XBRL インスタンスファイルが自動作成されます。

図表 1-1-1 XBRL インスタンスが作成されるイメージ



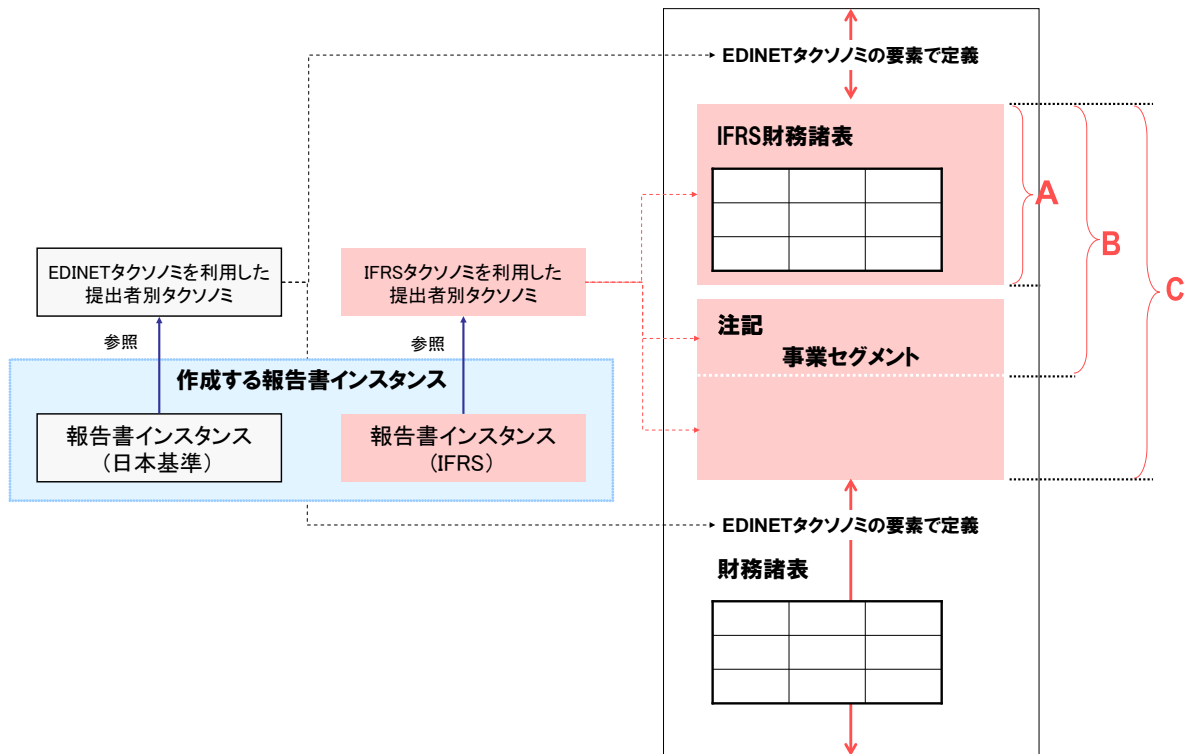
1-1-1 IFRS タクソノミの要素を用いたタグ付け

IFRS 財務諸表の一部又は全部を詳細タグ付けする場合は、IFRS タクソノミを用います。この場合、EDINET タクソノミの様式ツリーの目次項目と IFRS タクソノミで定義された IFRS 財務諸表との関連付けは不要です。また、報告書のうち IFRS 財務諸表以外の部分は、EDINET タクソノミの要素を使用します。

なお、IFRS 財務諸表を詳細タグ付けしない場合は、EDINET タクソノミの様式ツリーの包括タグのみを用い、IFRS タクソノミを使用しないため、本書を参照する必要はありません。『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』を参照してください。

IFRS タクソノミの要素を利用してタグ付けする場合、IFRS 財務諸表全体の詳細タグ付けは、必ずしも必要ではありません。詳細タグ付け範囲の選択は、次の図表にある A (財務諸表本表のみ)、B (財務諸表本表と注記事項のうち「事業セグメント」の情報) 又は C (財務諸表本表と注記事項全て) のいずれかのパターンをタグ付けします。

図表 1-1-2 IFRS タクソノミの定義と報告書インスタンスの作成単位



注意 タグ付けの注意

詳細タグ付けしない範囲については、テキストブロックを用いて、タグ付けをする必要があります。

報告書インスタンスの作成単位は、「**図表 1-1-2 IFRS タクソノミの定義と報告書インスタンスの作成単位**」のように、EDINET タクソノミを利用した提出者別タクソノミと、IFRS タクソノミを利用した提出者別タクソノミのそれぞれに対して報告書インスタンスを作成します。

なお、原則として、一つの報告書インスタンスは一つの提出者別タクソノミを参照します。

本書では、報告書インスタンスが schemaRef 要素を用いて提出者別タクソノミを読み込むことを、「**参照する**」といいます。

2

報告書インスタンスの 作成プロセス

● ●
本章では、報告書インスタンスの作成プロセスについて
説明します。

2-1 報告書インスタンス作成全体の流れ


開示書類等提出者が報告書インスタンスを作成するプロセスは、大きく三つのステップがあります。全体の流れは、次の図表を参照してください。

図表 2-1-1 報告書インスタンスファイルの作成手順

:本書で説明します。 :本書では説明しません。


提出者別タクソノミの作成

提出者別タクソノミを作成します。

 **参照** 『提出者別タクソノミ作成ガイドライン(IFRS 適用提出者用)』


Step1 報告書インスタンス作成前の準備

報告内容や必要な情報を収集し、ファイルを分割する場合はその単位を決めておきます。また、必要に応じて提出書類様式をダウンロードしたり、ツールを用意したりします。

 **参照** 「3章 報告書インスタンス作成前の準備」
「4章 報告書インスタンスのファイル仕様」

Step2 報告書インスタンスの作成

報告書インスタンスを作成します。

 **参照** 「5章 報告書インスタンスの作成」

1) コンテキスト及びユニットの定義

コンテキスト及びユニットを定義します。

2) 報告する値や内容の記載


報告項目の各値や内容をインライン XBRL で記載し、ファイルを完成します。

3) 添付ファイル等の作成

画像ファイル、添付ファイル等がある場合にファイルを作成します。
※ファイルサイズ、ファイル命名規約等は、『提出書類ファイル仕様書』を参照してください。

Step3 マニフェストファイルの作成

マニフェストファイルを作成します。

 **参照** 「6章 マニフェストファイルの作成」

3

報告書インスタンス作成前の準備

● ●
本章では、報告書インスタンス作成前の準備について説明します。

3-1 報告書インスタンス作成前の準備

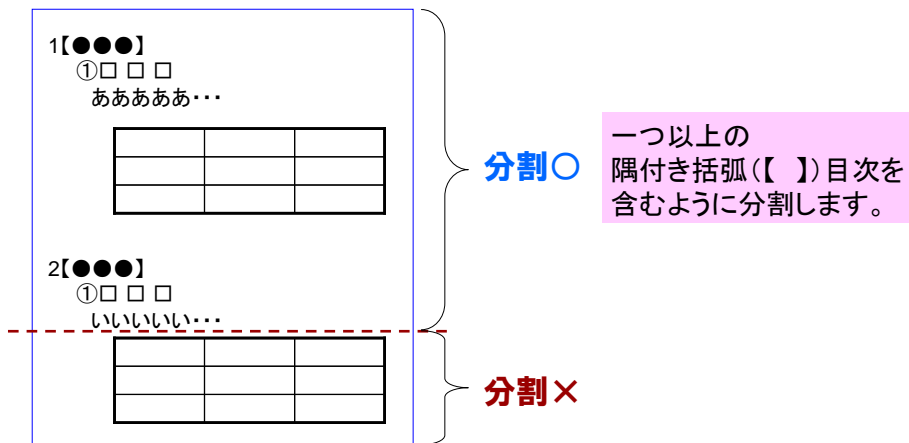
報告書インスタンスの作成前に、報告書インスタンスに記載する内容、添付書類等を収集し決定します。併せてインライン XBRL で表現する文章、値等については、提出者別タクソノミに定義したどの要素を使用するのかも決定しておきます。

注意 インライン XBRL ファイル分割時の注意

インライン XBRL ファイルを分割する必要がある場合、分割単位を決定しておきます。

インライン XBRL ファイルは、一つ以上の隅付き括弧(【 】)目次を含む必要があります。インライン XBRL ファイルを分割する場合には、次の図表のようにします。

図表 3-1-1 インライン XBRL ファイル分割時の注意



4

報告書インスタンスの ファイル仕様

● ●
本章では、報告書インスタンスのファイル仕様について
説明します。

4-1 報告書インスタンスのファイル構成

報告書インスタンスのファイル構成について説明します。
本文ファイルの全体像は、次の図表のようになります。

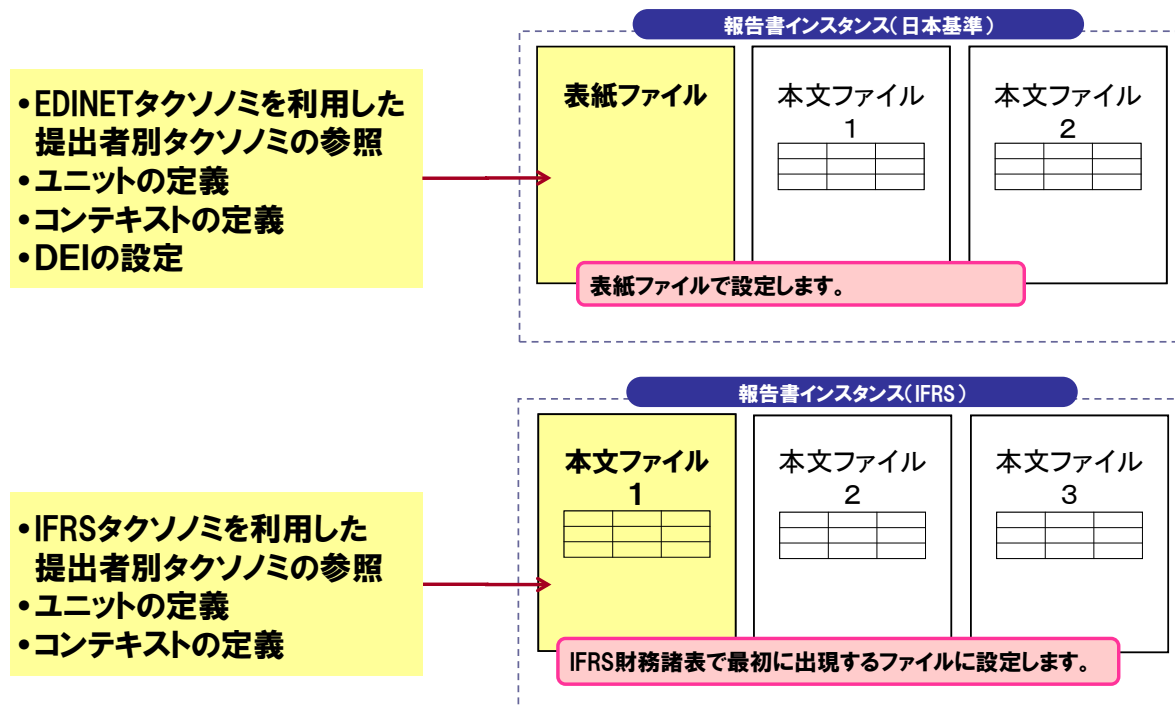
図表 4-1-1 本文ファイルのイメージ

<pre><?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?> <html version="-//XBRL International//DTD XHTML Inline XBRL Schema Instance 1.0//EN" xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance" xmlns="http://www.w3.org/1999/xhtml" xmlns:ix="http://www.xbrl.org/2003/inlineXBRL" xmlns:ixt="http://www.xbrl.org/inlineXBRL/transformation/2011-07-31" xmlns:link="http://www.xbrl.org/2003/linkbase" xmlns:ifrs="http://xbrl.ifrs-full.org/taxonomy/2016-03-31/ifrs-full" xmlns:ifrs-asr_X99002-000="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/X99002-000/2017-03-31/01/2017-06-28" xmlns:xbrldi="http://www.xbrl.org/2003/instance" xmlns:iso4217="http://www.xbrl.org/2003/iso4217" xmlns:xlink="http://www.w3.org/1999/xlink"></pre>	<p>XML 宣言 XML のバージョンや文字コード等を定義します。</p>
<pre><head> <meta http-equiv="Content-Type" content="text/html; charset=UTF-8" /> ... <title>開示府令&#160;&#160;有価証券報告書(XBRLタグ付)</title> </head> <body> <div class="root"> <h3>1 [連結財務諸表等]</h3> ... <tr> <td style="border: none; padding: 0pt"> <p>&#160;&#160;&#160;&#160;有形固定資産</p></td> <td style="border: none; padding: 0pt"> <p style="margin-right: 4.5pt; text-align: right; line-height: 15.0pt"> <ix:footnote footnoteID="footnote1101" footnoteLinkRole="http://www.xbrl.org/2003/role/link" arcrole="http://www.xbrl.org/2003/arcrole/fact-footnote" footnoteRole="http://www.xbrl.org/2003/role/footnote"></pre>	<p>名前空間宣言 利用する名前空間のプレフィックス及び名前空間 URI を宣言します。</p>
<pre></ix:footnote></p></td> <td style="border: none; padding: 0pt"> <p style="margin-right: 4.5pt; text-align: right; line-height: 15.0pt"> <ix:nonFraction name="ifrs:PropertyPlantAndEquipment" contextRef="Prior1YearInstant" unitRef="JPY" decimals="-6" scale="6" format="ixt:numdotdecimal" footnoteRef="footnote1101">107.883</ix:nonFraction></p> ... <ix:header></pre>	<p>インスタンス値の記載 開示情報を設定します。 各値はインライン XBRL で記載します。</p>
<pre><ix:references> <link:schemaRef xlink:type="simple" xlink:href="ifrs-asr-001_X99002-000_2017-03-31_01_2017-06-28.xsd" /> </ix:references> <ix:resources></pre>	<p>タクソノミ参照、コンテキスト定義及びユニット定義は、<ix:header>タグ内で指定します。</p>
<pre><xbrli:context id="CurrentYearDuration"> <xbrli:entity> <xbrli:identifier scheme="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp">X99002-000</xbrli:identifier> </xbrli:entity> <xbrli:period> <xbrli:startDate>2016-04-01</xbrli:startDate> <xbrli:endDate>2017-03-31</xbrli:endDate> </xbrli:period> </xbrli:context> ... <xbrli:unit id="JPY"> <xbrli:measure>iso4217:JPY</xbrli:measure> </xbrli:unit> <xbrli:unit id="JPYPerShares"> <xbrli:divide> <xbrli:unitNumerator> <xbrli:measure>iso4217:JPY</xbrli:measure> </xbrli:unitNumerator> <xbrli:unitDenominator> <xbrli:measure>xbrli:shares</xbrli:measure> </xbrli:unitDenominator> </xbrli:divide> </xbrli:unit> </ix:resources> </ix:header></pre>	<p>提出者別タクソノミの参照 提出者別タクソノミへの参照を設定します。</p>
<pre></div> </body> </html></pre>	<p>コンテキストの定義 報告する会計年度、報告主体等を定義します。</p>
<pre></div> </body> </html></pre>	<p>ユニットの定義 報告する通貨、一株当たりの金額を定義します。</p>

タクソミ参照、コンテキスト定義、ユニット定義及び DEI について

報告書で最初に出現するファイルに提出者別タクソミの参照、コンテキスト定義、ユニット定義及び DEI の設定を行います。次の図表にあるとおり、日本基準は表紙ファイルに、IFRS は本文ファイルのうち最初に出現するファイルに設定します。

図表 4-1-2 日本基準と IFRS 財務諸表を同一の報告書に含む場合



4-2 報告書インスタンスのファイル名

提出書類の命名規約について説明します。

4-2-1 本文ファイル

本文ファイルのファイル命名規約は、次の図表のとおりです。

図表 4-2-1 本文ファイルの命名規約

本文ファイルの命名規約

{7桁数値}_ {英字(6文字)}_ifrs- {報告書略号} - {報告書連番(3桁)}_ {EDINETコード} - {追番(3桁)}_ {報告対象期間期末日}_ {報告書提出回数(2桁)}_ {報告書提出日}_ ixbrl.htm

※EDINETタクソミを用いたインスタンス命名規約と同一の箇所については、『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

図表 4-2-2 本文ファイル名の設定例

【例】			
《条件》			
対象書類	有価証券報告書		
EDINET コード	X99999	追番	000
報告対象期間期末日	2017 年 3 月 31 日		
提出日	2017 年 6 月 28 日	提出回数	初回提出
《ファイル名の例》			
0104010_honbun_ifrs-asr-001_X99999-000_2017-03-31_01_2017-06-28_ixbri.htm			

4-2-2 XBRL インスタンスファイル

作成したインライン XBRL ファイルを EDINET に登録し、XBRL インスタンスファイルが自動作成される際のファイル命名規約は、次の図表のとおりです。なお、自動作成される XBRL インスタンスファイル名は、マニフェストファイルに記載します。

図表 4-2-3 XBRL インスタンスファイルの命名規約

XBRL インスタンスファイルの命名規約
ifrs- {報告書略号} - {報告書連番 (3 桁)} _ {EDINET コード} - {追番 (3 桁)} _ {報告対象期間期末日} _ {報告書提出回数 (2 桁)} _ {報告書提出日} .xbri
※EDINET タクソミを用いたインスタンス命名規約と同一の箇所については、『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

図表 4-2-4 XBRL インスタンスファイルの設定例

【例】			
《条件》			
対象書類	有価証券報告書		
EDINET コード	X99999	追番	000
報告対象期間期末日	2017 年 3 月 31 日		
提出日	2017 年 6 月 28 日	提出回数	初回提出
《ファイル名の例》			
ifrs-asr-001_X99999-000_2017-03-31_01_2017-06-28.xbri			

5

報告書インスタンスの 作成

● ●
本章では、報告書インスタンスの作成について説明します。

5-1 名前空間プレフィックスと名前空間 URI

報告書インスタンスでは、次の図表にある名前空間プレフィックス及び名前空間 URI を「<html>タグ」に設定します。

図表 5-1-1 報告書インスタンスに設定する名前空間

名前空間プレフィックス	名前空間 URI(上段) 及び説明(下段)
ifrs-[報告書略号]{EDINET コード}-{追番(3桁)}	http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ifrs/{報告書略号}/{報告書連番 (3桁)}/{EDINETコード}-{追番(3桁)}/{報告対象期間期末日}/{報告 書提出回数(2桁)}/{報告書提出日} 提出者別タクソノミを参照するための名前空間宣言
ifrs-full	http://xbrl.ifrs.org/taxonomy/{タクソノミ日付}/ifrs-full IFRS タクソノミを参照するための名前空間宣言

なお、提出者別タクソノミ及び報告書インスタンス内で未使用の名前空間は設定しません。名前空間プレフィックスと名前空間 URI の詳細は、『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

5-2 タクソノミの参照

報告書インスタンスは、必ず、開示書類等提出者が IFRS タクソノミを基に作成した提出者別タクソノミを参照します (IFRS タクソノミを直接参照しません。)

報告対象となる提出者別タクソノミの参照時に使用する要素や属性の詳細は、『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

参照の例は、次の図表のとおりです。


図表 5-2-1 提出者別タクソノミ(スキーマファイル)参照の例

【例】

```

<ix:header>
  <ix:hidden>...</ix:hidden>
  <ix:references>
    <link:schemaRef xlink:type="simple"
      xlink:href="ifrs-asr-001_X99999-000_2017-03-31_01_2017-06-28.xsd"/>
    ...
  </ix:references >
</ix:header>

```



ファイル名のみを指定

5-3 コンテキストの定義

コンテキストの定義について、詳細は『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

注意 IFRS 財務諸表のコンテキスト定義

日本基準と IFRS 財務諸表を同一の報告書に含む場合、コンテキストの定義を日本基準と IFRS 財務諸表のそれぞれに行う必要があります。詳細は、「4章 報告書インスタンスのファイル仕様 4-1 報告書インスタンスのファイル構成 タクソノミ参照、コンテキスト定義、ユニット定義及び DEI について」を参照してください。

5-4 ユニットの定義

ユニットの定義について、詳細は『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

注意 IFRS 財務諸表のユニット定義

日本基準と IFRS 財務諸表を同一の報告書に含む場合、ユニットの定義を日本基準と IFRS 財務諸表のそれぞれに行う必要があります。詳細は、「4章 報告書インスタンスのファイル仕様 4-1 報告書インスタンスのファイル構成 タクソノミ参照、コンテキスト定義、ユニット定義及び DEI について」を参照してください。

5-5 インライン XBRL ファイルの作成

インライン XBRL ファイルの作成について、詳細は『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

ただし、数値の入力については注意点があります。次の図表を参照してください。
negated ラベルが設定されていない項目の場合については、『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

5-5-1 数値の入力符号及び符号反転ラベル(negated ラベル)が設定された項目によるタグ付けの注意点

インスタンス値は、貸借属性及び計算リンクの定義に従ってその入力符号(正負)が決定されます。負値の場合、「ix:nonFraction 要素」の sign 属性で「-(マイナス)」を指定します。EDINET タクソノミを使用する場合は、常に財務諸表での表示と同一の符号でインスタンスに入力しますが、IFRS タクソノミを使用する場合は、必ずしもインスタンス値の入力符号と財務諸表での表示とが一致しません。

設定すべき値が正値（又は負値）であるが、財務諸表の表示上は負値（又は正値）とする場合は、符号反転ラベル（negated ラベル）を指定し、表示上の値と XBRL の値の符号反転を表現します。タクソノミで符号反転ラベルを用意し、表示リンクの preferredLabel 属性に符号反転ラベルが設定されている項目は、表示とインスタンス値の正負を反転するよう、インライン XBRL の sign 属性を設定します（次の図表を参照。）。「図表 5-5-2 数値の入力符号」を参考に、実際のタクソノミの定義に従って入力符号を決定してください。

「～による増加(減少)」のような項目は、増加は正値、減少は負値でそれぞれ入力します。

注記においても、貸借属性及び計算リンクの設定に従ってその入力符号（正負）が決定されます。

図表 5-5-1 negated ラベルが設定されている項目での注意点



図表 5-5-2 数値の入力符号

No	区分	項目	インライン XBRL の 入力値(※1)	タクソノミ	
				貸借区分	計算リンクの 加減算区分
1	財政状態計算書	資産項目	プラス	debit	1
		負債又は資本項目	プラス	credit	1
		控除項目 (例: 自己株式)	プラス	上記設定の逆 (例: 自己株式 は debit)	-1
		資本項目のうち、残高 が正負のいずれにも なり得るもの (例: その他の資本の 構成要素)	貸方残はプラス 借方残はマイナス	credit	1
2	包括利益計算書 (損益計算書を含む)	収益項目	プラス	credit	1
		費用項目	プラス	debit	-1
		利益項目 (例: 税引前利益(損 失))	利益はプラス 損失はマイナス	credit	1
		収益又は費用のい ずれにもなり得る項目 (例: その他の利得(損 失))	収益はプラス 損失はマイナス	credit	1

No	区分	項目	インライン XBRL の 入力値(※1)	タクソミ	
				貸借区分	計算リンクの 加減算区分
3	持分変動計算書	持分増加項目	プラス	credit	1
		持分減少項目	プラス	debit	-1
		自己株式に係る増加項目	プラス	debit	1
		自己株式に係る減少項目	プラス	credit	-1
		持分増加又は持分減少のいずれにもなり得る項目 (例:会計方針の変更による増加(減少))	持分増加はプラス 持分減少はマイナス	credit	1
4	キャッシュ・フロー 計算書	収入項目	プラス	debit	1
		支出項目	プラス	credit	-1
		収入又は支出のいずれにもなり得る項目 (主として収入の項目) (例:その他の収入(支出))	収入はプラス 支出はマイナス	debit	1
		収入又は支出のいずれにもなり得る項目 (主として支出の項目) (例:法人所得税支払額(還付額))	収入はマイナス 支出はプラス	credit	-1
		間接法における営業活動によるキャッシュ・フロー内の純利益調整項目 (例 1:公正価値測定による利得(損失)) (例 2:棚卸資産の減少(増加))	原則として、 収入はプラス 支出はマイナス	原則として debit	原則として 1
5	セグメント情報	収入項目(※2)	プラス	要素に依存	計算リンクには出現しない

※1 項目に negated ラベルが設定される場合、「インライン XBRL の入力値」欄は、入力する値の符号とは逆の符号になります。

例) negated ラベルが設定された項目に sign 属性を設定する。

「1,234 百万円」と表示する場合: sign 属性に「-」

「△1,234 百万円」と表示する場合: sign 属性は不要

※2 収入項目のうち、同一企業内の他の事業セグメントとの取引による収益は、Elimination of intersegment amounts [member]を使用するため、sign 属性を“-”に設定します。

5-6 注記番号(フットノートリンク)の設定

報告書インスタンス中で注記番号を表現する場合、フットノートリンクを使用します。

図表 5-6-1 注記番号のイメージ

- 1 【連結財務諸表等】
 - (1) 【連結財務諸表】
 - ① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	※8	78,030	95,278
営業債権及びその他の債権	※9		
棚卸資産	※10		
その他の金融資産	※11	11,692	8,199
その他の流動資産		7,794	5,466
(小計)		192,537	170,921
売却目的で保有する資産	※12	20,638	20,290
流動資産合計		213,175	191,211

図表には、注記番号の定義と、footnoteRefsで関連付けられた金額が示されています。フットノートの定義※8は78,030、※9は95,278と関連付けられています。

EDINET タクソノミを利用する場合と異なり、IFRS では利用するフットノートリンクの拡張リンクロール及びリソースロールが次のとおりとなるので注意してください。

拡張リンクロール： <http://www.xbrl.org/2003/role/link>

リソースロール： <http://www.xbrl.org/2003/role/footnote>

また、上の図表のように、注記番号が前期と当期の両方に係る場合、注記番号をタグ付けする footnote タグの footnoteID を、前期と当期それぞれの金額を示すタグの footnoteRefs に設定します。

その他の設定は『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

6

マニフェストファイルの 作成

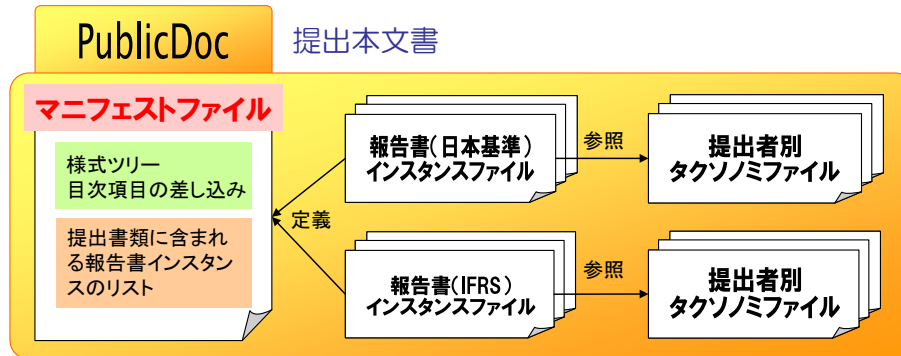
● ●
本章では、マニフェストファイルの作成について説明します。

6-1 マニフェストファイルの作成

IFRS 財務諸表を作成した場合、次の図表のように、日本基準と同じマニフェストファイルに IFRS 財務諸表も併せて設定します。ただし、IFRS 財務諸表については提出書類に含まれるインライン XBRL のリストに対して設定し、様式ツリー及び目次項目の設定はしません。

マニフェストファイルの命名規約、使用する文字コード、記載する内容及び要素については、『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

図表 6-1-1 同一報告書内に異なる会計基準を用いてインライン XBRL ファイルを提出する場合



IFRS タクソノミを利用した提出データがある場合のマニフェストファイルの構成例は次のとおりです。

図表 6-1-2 マニフェストファイルのイメージ

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8" ?>
<manifest xmlns="http://info.edinet-dev.fsa.go.jp/2013/manifest">
  <tocComposition>
    <title xml:lang="ja">提出本文書</title>
    <title xml:lang="en">Main Document</title>
    <item ref="jpcrp030000" extrole="http://info.edinet-dev.fsa.go.jp/role/jpcrp/rol_CabinetOfficeAnnualSecuritiesReport" in="presentation">
      <tocComposition>
        <list>
          <instance id="jpcrp030000" type="PublicDoc" preferredFilename="jpcrp030000-asr-001_X99002-000_2017-03-31_01_2017-06-28.xbrl">
            <ixbrl>0000000_header_jpcrp030000-asr-001_X99002-000_2017-03-31_01_2017-06-28_ixbrl.htm</ixbrl>
            <ixbrl>0101010_honbun_jpcrp030000-asr-001_X99002-000_2017-03-31_01_2017-06-28_ixbrl.htm</ixbrl>
            <ixbrl>0105010_honbun_jpcrp030000-28_ixbrl.htm</ixbrl>
            <ixbrl>0105070_honbun_jpcrp030000-28_ixbrl.htm</ixbrl>
            ...
          </instance>
          <instance id="jpcrp030000_1" type="PublicDoc" preferredFilename="ifrs-asr-001_X99002-000_2017-03-31_01_2017-06-28.xbrl">
            <ixbrl>0105020_honbun_ifrs-asr-001_X99002-000_2017-03-31_01_2017-06-28_ixbrl.htm</ixbrl>
            <ixbrl>0105030_honbun_ifrs-asr-001_X99002-000_2017-03-31_01_2017-06-28_ixbrl.htm</ixbrl>
            <ixbrl>0105035_honbun_ifrs-asr-001_X99002-000_2017-03-31_01_2017-06-28_ixbrl.htm</ixbrl>
            <ixbrl>0105040_honbun_ifrs-asr-001_X99002-000_2017-03-31_01_2017-06-28_ixbrl.htm</ixbrl>
            <ixbrl>0105050_honbun_ifrs-asr-001_X99002-000_2017-03-31_01_2017-06-28_ixbrl.htm</ixbrl>
            <ixbrl>0105060_honbun_ifrs-asr-001_X99002-000_2017-03-31_01_2017-06-28_ixbrl.htm</ixbrl>
          </instance>
        </list>
      </tocComposition>
    </item>
  </tocComposition>
</manifest>
```

マニフェストファイルの始まり

IFRSについては、様式ツリーと目次の差し込み位置の設定は不要です。

日本基準とIFRSのインスタンスファイルのリストを設定します。

マニフェストファイルの終わり

様式ツリーの設定

インスタンスのリスト

7

報告書インスタンスを 作成する際の注意事 項

● ●
本章では、その他の報告書インスタンス作成時に注意することについて説明します。

7-1 セグメント表の各項目とメンバーとの対応関係

IFRS 財務諸表の「事業セグメント」情報を詳細タグ付けする場合、IFRS タクソノミの Segment consolidation items 軸及び Segments 軸のメンバーを用いてタグ付けしますが、次の点に注意が必要です。

- (注意点 1) セグメント表内の表示項目には、理論的に該当するメンバーがないため、タグ付けが不要な場合があります。
- (注意点 2) セグメント表内の表示項目には、理論的に同一のものであるため、同一のメンバーでタグ付けが必要な場合があります。
- (注意点 3) セグメント間取引は、Elimination of intersegment amounts [member] を用いてタグ付けします。表示上正值の場合は、sign 属性には "-" を設定し、インスタンス値は負値となります。
- (注意点 4) セグメント表上の同一列は、必ずしも同一のメンバーでタグ付けするとは限りません。報告項目の会計的意味に注意して、適切なメンバーを用いてタグ付けする必要があります。
- (注意点 5) 上位のメンバーと下位のメンバーで同一の数値となる場合は、必ず下位のメンバーを用いてタグ付けします。

7-1-1 セグメント収益

セグメント表における売上収益をタグ付けする場合の各項目と、メンバーとの対応関係について説明します。

次の図表は、セグメント表における売上収益の開示例と、メンバーとの対応関係を示しています。第1表の各項目に対応するメンバーを、第2表に示しています。

図表 7-1-1 セグメント表における売上収益の開示例とメンバーの対応関係

第1表(開示例)

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	A事業 (百万円)		B事業 (百万円)		C事業 (百万円)		その他 (百万円)		調整 (百万円)		連結計 (百万円)	
売上収益												
外部収益	①	123,153	②	148,365	③	29,417	④	22,674	⑤	-	⑥	323,609
セグメント間収益	⑦	2,283	⑧	-	⑨	-	⑩	-	⑪	△2,283	⑫	-
合計	⑬	125,436	⑭	148,365	⑮	29,417	⑯	22,674	⑰	△2,283	⑱	323,609

第2表(IFRSタクソノミの構造)

	Segments [member] (デフォルト)						All other segments [member]			
	Reportable segments [member]									
	Segments A [member]	Segments B [member]	Segments C [member]							
Entity's total for segment consolidation items [member] (デフォルト)	①	123,153	②	148,365	③	29,417	④	22,674	⑥、⑱	323,609
Operating segments [member]	⑬	125,436	⑭	148,365	⑮	29,417	⑯	22,674		☆
Material reconciling items [member]		※		※		※		※		※
Elimination of intersegment amounts [member]	⑦	△2,283	⑧	-	⑨	-	⑩	-	⑪、⑰	△2,283
Unallocated amounts [member]										

- ⑤及び⑱は、理論的に該当がないため、タグ付け対象になりません。
- ⑪及び⑰は、理論的に同一のものであるため、同一のメンバーを用いてタグ付けします。⑥及び⑱も同様です。
- セグメント間収益(⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑰)は、Elimination of intersegment amounts [member]を用いてタグ付けします。第1表(開示例)では、「外部収益+セグメント間収益=売上収益」という式で表現されていますが、第2表(IFRSタクソノミの構造)では、「売上収益+セグメント間収益(負値)=外部収益」という式で表現されます。したがって、sign属性には"-"を設定し、インスタンス値を負値とします(ただし、「-」はnull設定します。)
- このケースでは、unallocated amounts [member]でタグ付けする対象がないため、Elimination of intersegment amounts [member]の値とMaterial reconciling items [member](第2表の※の項目)の値が同値となります。この場合、下位のメンバーである、Elimination of intersegment amounts [member]を用いてタグ付けし、Material reconciling items [member]を用いたタグ付けはしません。
- 第2表の☆の項目の数値は、理論的には325,892ですが、第1表(開示例)に記載がないため、タグ付け対象になりません。

7-1-2 セグメント利益

セグメント表におけるセグメント利益をタグ付けする場合の各項目と、メンバーとの対応関係について説明します。

次の図表は、セグメント表におけるセグメント利益の開示例と、メンバーとの対応関係を示しています。第1表の各項目に対応するメンバーを、第2表に示しています。

図表 7-1-2 セグメント表におけるセグメント利益の開示例とメンバーの対応関係

第1表(開示例)

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	A事業 (百万円)	B事業 (百万円)	C事業 (百万円)	その他 (百万円)	調整 (百万円)	連結計 (百万円)
セグメント利益	① 1,883	② 8,225	③ 643	④ 715	⑤ △180	⑥ 11,286

第2表(IFRSタクソノミの構造)

	Segments [member] (デフォルト)					⑥	11,286
	Reportable segments [member]			All other segments [member]			
	Segments A [member]	Segments B [member]	Segments C [member]				
Entity's total for segment consolidation items [member] (デフォルト)	※	※	※	※	※	⑥	11,286
Operating segments [member]	① 1,883	② 8,225	③ 643	④ 715			☆
Material reconciling items [member]	※	※	※	※	※	⑤	△180
Elimination of intersegment amounts [member]	※	※	※	※	※		※
Unallocated amounts [member]							※

- ・第2表の※の項目(セグメントごとの調整後利益、調整額及び全社項目)の数値は、第1表(開示例)に記載がないため、タグ付け対象になりません。
- ・第2表の☆の項目の数値は、理論的には11,466ですが、第1表(開示例)に記載がないため、タグ付け対象になりません。
- ・Unallocated amountsは全社項目なので、第2表の斜線の項目は理論的に存在しません。

7-1-3 セグメント資産

セグメント表におけるセグメント資産をタグ付けする場合の各項目と、メンバーとの対応関係について説明します。

次の図表は、セグメント表におけるセグメント資産の開示例と、メンバーとの対応関係を示しています。第1表の各項目に対応するメンバーを、第2表に示しています。

図表 7-1-3 セグメント表におけるセグメント資産の開示例とメンバーの対応関係

第1表(開示例)

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	A事業 (百万円)	B事業 (百万円)	C事業 (百万円)	その他 (百万円)	調整 (百万円)	連結計 (百万円)
セグメント資産	① 132,832	② 134,689	③ 73,645	④ 61,574	⑤ 467	⑥ 403,207

第2表(IFRSタクソノミの構造)

	Segments [member] (デフォルト)					All other segments [member]	
	Reportable segments [member]						
	Segments A [member]	Segments B [member]	Segments C [member]				
Entity's total for segment consolidation items [member] (デフォルト)	※	※	※	※	⑥	403,207	
Operating segments [member]	① 132,832	② 134,689	③ 73,645	④ 61,574		☆	
Material reconciling items [member]	※	※	※	※	⑤	467	
Elimination of intersegment amounts [member]	※	※	※	※		※	
Unallocated amounts [member]						※	

- ・第2表の※の項目(セグメントごとの調整後資産、調整額及び全社項目)の数値は、第1表(開示例)に記載がないため、タグ付け対象になりません。
- ・第2表の☆の項目の数値は、理論的には402,740ですが、第1表(開示例)に記載がないため、タグ付け対象になりません。
- ・Unallocated amountsは全社項目なので、第2表の斜線の項目は理論的に存在しません。

報告書インスタンス作成ガイドライン(案) (IFRS 適用提出者用)

平成 28 年 10 月
